平成２９年（フ）第５０１号
神奈川県南足柄市墟下1013番地13　ワングレインＫＳ201、開始決定時の住所横浜市青葉区奈良１丁目16番地１　サンビレッジ欅Ｄ－201
破産者　柚原　輝一
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３０号
横浜市都筑区高山17番14―304号
破産者　加藤　篤弘
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２６号
神奈川県大和市深見3354番地２　ハピネスコーポ102
破産者　小松　章央
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２７号
神奈川県大和市深見3354番地２　ハピネスコーポ102
破産者　曽根　敏子
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１７号
新潟県長岡市七日市1604番地
破産者　阿岸　裕次
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
岐阜県美濃市前野840番地１
破産者　片山鉄工こと　片山　清典
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０３号
静岡県藤枝市田中２丁目11番10号　メイプル201号、旧住所静岡県藤枝市上青島155番地の31
破産者　赤堀　朝子
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０８号
静岡県沼津市今沢642番地の４　市営今沢団地Ａ２－404
破産者　力石　泰輔
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
滋賀県蒲生郡日野町大字大窪1309番地１
破産者　中井商店ことかしわの中井こと　中井　隆哉
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０号
宮崎県串間市大字奈留5169番地
破産者　吉田　和洋
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第１１号
宮崎県日南市西弁分１丁目４番地６
破産者　谷　　英都
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第８９号
宮崎県都城市小松原町９号16番地
破産者　神野　寛仁
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１１号
群馬県桐生市相生町５丁目416番地
破産者　鈴木　卓也
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１５号
青森県弘前市大字青山１丁目９番地１　市営住宅２Ｅ－101号
破産者　奥村みどり
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第５２号
宮城県多賀城市東田中２丁目16番６号　クレールメゾン303号
破産者　小関　智裕（旧姓長倉）
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
秋田県大仙市大曲戸巻町13番19号　愛コーポアゼリアＪ、前住所秋田県秋田市御所野地蔵田４丁目17番７号
破産者　深谷　正夫
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第４６号
秋田県大仙市大曲福見町17番５号、前住所三重県松阪市嬉野黒田町79番地７
破産者　鈴木　翔太
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１９号
茨城県日立市末広町４丁目９番19号
破産者　小川　孝二
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２１号
群馬県館林市緑町２丁目25番40号　リオグランデー203
破産者　西澤　康一
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部